

「元白川小学校（元栗田小学校）跡地活用計画」及び「京都市上下水道局南部拠点整備事業」に係る手続の実施状況及び今後のスケジュールについて（第2類事業[※]）

- ※・建築基準法第2条第1号に規定する建築物の新築の事業
 ・建築物の延べ面積が2,000㎡以上であり、かつ、本市が実施し、又は本市が所有する土地において実施されるものに限る。

| | 元白川小学校（元栗田小学校）跡地活用計画 | 京都市上下水道局南部拠点整備事業 |
|----------------|--|--|
| 平成30年10月17日 | | 配慮書案の提出 (環境影響評価手続の開始) |
| 10月22日 | | <ul style="list-style-type: none"> ・公告 ・縦覧開始（環境管理課窓口及び事業者ホームページ） ・市民意見募集の開始 |
| 10月30日 | 配慮書案の提出 (環境影響評価手続の開始) | |
| 11月2日 | <ul style="list-style-type: none"> ・公告 ・縦覧開始（環境管理課窓口及び事業者ホームページ） ・市民意見募集の開始 | |
| 11月7日 | 京都市環境影響評価審査会の開催（諮問及び審議） | |
| 11月21日 | | <ul style="list-style-type: none"> ・縦覧終了 ・市民意見募集の終了（意見無し） |
| 12月3日 | | <ul style="list-style-type: none"> ・縦覧終了 ・市民意見募集の終了（意見無し） |
| 12月28日 (本日) | 京都市環境影響評価審査会の開催（審議及び答申） | |
| (以降) | <ul style="list-style-type: none"> ・答申を基に市長意見を作成し、文書にて事業者へ送付 ・公告 ・縦覧開始（環境管理課窓口） | |
| | 事業者から配慮書の提出 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・公告 ・縦覧開始（環境管理課窓口及び事業者ホームページ） (環境影響評価手続の終了) | |

(参考) 環境影響評価 (計画段階環境配慮) の手続の流れ

